

様式第3号（第5条関係）

誓約書（申請者用）

新座市太陽光発電設備等設置費補助金交付に当たり、下記の事項について誓約します。

- 1 設置した設備の発電等によって得られる二酸化炭素の排出削減効果に関する付加価値を、その電力の供給を受けて使用する者に帰属させること。
- 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- 3 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 4 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 5 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。
- 6 防災、環境保全、景観保全を考慮し、交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- 7 一の場合において、設備を複数の設備に分割しないこと。
- 8 20kw 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 9 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 10 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 11 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 12 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

- 13 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- 14 10kw以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄、リサイクルを実施すること。
- 15 10kw以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- 16 本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。ただし、業務用については、自らが消費する電力量を含めて50%以上を埼玉県内の需要家が消費すること。
- 17 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 18 補助対象システムについて、国又は埼玉県から別の補助金、交付金等を受領していないこと。
- 19 市が行う地球温暖化防止に関する政策に関して、市からの連絡を受けることを了承すること。
- 20 蓄電池における本体価格及び設置工事に要する費用の額の合計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）について、蓄電容量1kWh当たりの額が、4,800アンペアアワー・セル未満のものにあっては125,000円以下と、4,800アンペアアワー・セル以上のものにあっては119,000円以下となるよう努めること。

（提出先）新座市長

令和 年 月 日

申請者（事業者）名 _____